

始良市農業委員会総会議事録（3月）

1. 開催日時 平成29年3月22日（水） 午後1時30分～3時58分

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（25人）

委 員

1 番	欠 員	1 5 番	川島 兼次
2 番	内甌 達也	1 6 番	柊元 栄治
3 番	今村 逸子	1 7 番	井之上 政尋
4 番	松尾 博好	1 8 番	瀬尾 幹男
5 番	東 隆 雄	1 9 番	夏 田 恒
6 番	恒見 忠雄	2 0 番	池端 隆志
7 番	湯元 秀誠	2 1 番	西 泰 行
8 番	堂前 澄男	2 2 番	坂元 廣幸
9 番	松下 宏一	2 3 番	前田 三枝子
1 0 番	米迫 慎二	2 4 番	森 洋 一
1 1 番	白尾 親昭	2 5 番	西堂路 勝博
1 2 番	宇都 和義	2 6 番	谷口 義文
1 3 番	小長野 誠	2 7 番	小麥田 眞一
1 4 番	本村 正一		

欠席委員 1 3 番 小長野 誠

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 非農地証明願について
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（平成２９年３月）	
	（大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。
	一同礼。
	〔１、総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成２８年度第１２回始良市農業委員会総会を開会いたします。
	ただいまの出席委員は２６名中、２５名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	※欠席者がいる場合 なお、本日は、１３番委員から欠席届けが出ております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
議 長	議事日程に入ります。
	それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、２２番委員、２３番委員にお願いいたします。
	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。
	これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。
	関係議案、終了後に入室、着席していただきます。なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。

議 長	議案第 1 号 それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告の予定日は 3 月 31 日を予定致しております。また、契約の始期 4 月 1 日を予定しております。契約年数、1 年が 3 件、2 年が 7 件、3 年が 48 件、5 年が 99 件、6 年が 3 件、7 年が 1 件、10 年が 21 件 合計の 182 件です。面積につきましては、合計面積の 288,996㎡です。 農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料 2 から 33 ページにありますのでご覧になって下さい。なお、総会資料 30 ページ 164～167 番が 2 番委員、31 ページ 168～171 番が 10 番委員、31、32 ページ 172～174 番が 18 番委員、32 ページ 175 番が 5 番委員、176 番が 15 番委員、32、33 ページ 177～180 番が 9 番委員、33 ページ 181、182 番が 19 番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 163 番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての 1 番から 163 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての 1 番から 163 番までについては原案のとおり決定いたしました。 次に、164 番から 182 番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。まず、164 番から 167 番の関係者 2 番委員の退席をお願いします。

	委 員	(2番委員退席)
議 長		それでは、164番から167番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。164番から167番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第1号164番から167番については、原案のとおり決定いたしました。 2番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	(2番委員 着席)
議 長		次に、168番から171番の関係者10番委員の退席をお願いします。
	委 員	(10番委員退席)
議 長		それでは、168番から171番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。168番から171番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第1号168番から171番については、原案のとおり決定いたしました。 10番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	(10番委員 着席)
議 長		次に、172番から174番の関係者18番委員の退席をお願いします。
	委 員	(18番委員退席)
議 長		それでは、172番から174番について質疑に入ります。

		何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。１７２番から１７４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１７２番から１７４番については、原案のとおり決定いたしました。 １８番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	（１８番委員 着席）
議 長		次に、１７５番の関係者５番委員の退席をお願いします。
	委 員	（５番委員退席）
議 長		それでは、１７５番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。１７５番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１７５番については、原案のとおり決定いたしました。 ５番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	（５番委員 着席）
議 長		次に、１７６番の関係者１５番委員の退席をお願いします。
	委 員	（１５番委員退席）
議 長		それでは、１７６番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕

議 長		それでは、お諮りいたします。１７６番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１７６番については、原案のとおり決定いたしました。 １５番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	（１５番委員 着席）
議 長		次に、１７７番から１８０番の関係者９番委員の退席をお願いします。
	委 員	（９番委員退席）
議 長		それでは、１７７番から１８０番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。１７７番から１８０番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１７７番から１８０番については、原案のとおり決定いたしました。 ９番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	（９番委員 着席）
議 長		次に、１８１番、１８２番の関係者１９番委員の退席をお願いします。
	委 員	（１９番委員退席）
議 長		それでは、１８１番、１８２番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。１８１番、１８２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕

議 長	全員賛成ですので、議案第1号181番、182番については、原案のとおり決定いたしました。 19番委員の着席をお願いいたします。
委 員	(19番委員 着席)
————— 議案第2号 —————	
議 長	次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、34ページとなります。今月申請は、5件です。各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。なお、総会資料35ページ5番が8番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。 それでは、ご説明いたします。 1番 譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字石原田〇〇番〇 田 1,015㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年3月12日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、譲受人の〇〇さんの話を聞きました。農機具等は全部揃っており労働力もあり特に問題はなく当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明いたします。 譲受人、大山在住の〇〇さん。譲渡人、大山在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大山〇〇番 田 同字 〇〇番〇 田 合計面積1,521㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	10番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年3月9日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。本人は非常に農業に熱心な方で、特に問題はなく当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明いたします。譲受人、船津在住の〇〇さん。譲渡人、神奈川県相模原市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字立元〇〇番〇 田 面積が1,622㎡です。 以上で3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、3番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	3番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年3月15日譲受人〇〇さん宅を訪問し田んぼも見て参りました。機械も揃っており労働力もあり特に問題はなく当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明致します。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字諏訪牟田〇〇番〇 田 同字〇〇番〇 田 合計面積が1,069㎡です。もう1筆、譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さん他1名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字諏訪牟田〇〇番〇 田 面積が104㎡です。もう2筆、譲渡人、東京都東久留米市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字諏訪牟田〇〇番田 同字〇〇番〇 田 合計面積が1,970㎡です。下限面積につきましては、経営面積1,725㎡と取得面積3,143㎡ 合計4,868㎡となります。以上で4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、12番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	12番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年3月9日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。〇〇さんは、農業経験は多少ありますが、農業機械は無く今までのように鍋倉の〇〇さんや上木田の〇〇さんからリースしてもらい稲作全般の指導を受けながら耕作するという事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長		次の、5番について事務局の説明を求めます。
	事務局	5番についてご説明いたします。譲受人、上名在住の〇〇さん。譲渡人、上名在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、上名字比良〇〇番地 田 面積163㎡です。以上で5番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、10番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	10番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年3月9日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。〇〇さんは、非常に熱心な方で農機具は全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		これより、議案第2号1番から4番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第2号5番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 8番委員の退席をお願いします。
	委 員	（8番委員退席）
議 長		それでは、5番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、5番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見

議 長	ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。 委 員 〔全員挙手〕 全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての5番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。8番委員の着席をお願いいたします。
議 長	委 員 （8番委員 着席） ————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5議案第3号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第3号農地転用事業計画変更について説明します。今月は2件でした。 1番について説明します。 申請人は始良市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで土地の所在は、当初計画が、蒲生町下久徳字柳元〇〇番 地目 田 540㎡で、変更後は蒲生町下久徳字柳元〇〇番 地目 田 540㎡と蒲生町下久徳字柳元〇〇番 地目 田 613㎡の合計2筆の1,153㎡、となります。 当初の転用目的は倉庫で許可日は、平成26年10月24日です。変更理由は、建築予定の倉庫の建築面積が当初予定していた317番地の敷地では狭く、隣接地の〇〇番地540㎡と一体利用したいため、ということで議案第4号4条2番 申請地、蒲生町下久徳字柳元〇〇番 地目 田 613㎡と一体利用し転用目的も駐車場から倉庫、駐車場に事業計画の変更を行うものです。以上です。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、9番委員に議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 9番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から北西に約300mの位置です。土留め工法は不要で、被害防除の現況は、東は市道、西は畑と宅地、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2番について、事務局の説明を求めます。

	事務局 2 番について説明します。 申請人は当初が鹿児島市高麗町の株式会社〇〇 変更後は姶良市西宮島町在住の〇〇さん他 1 名で土地の所在は、当初計画が、平松字下山口〇〇番 他 4 筆 2,797㎡で、変更後はそのうちの、1 区画 平松字下山口〇〇番〇 地目 宅地 194.17㎡となります。当初の転用目的は、建売住宅で許可日は平成 27 年 6 月 26 日です。変更理由は、株式会社〇〇が建売住宅を計画していたが、建築部門がうまくいかず、株式会社〇〇を経て、〇〇さん 他 1 名の一般住宅として、事業計画の変更を行うものです。補足して申し上げます。この案件につきましては、事務局の方より事業者に対し申請するよう指導しましたものです。 先月 2 月の総会の議案第 4 号の事変の 2 番 株式会社〇〇の貸家から、建売住宅 10 番委員より質疑のありました件についても、事務局より指導したものでありました。許可時の事業計画と異なる場合は事業計画変更を行わなければ、農地転用違反となります。以上です。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、12 番委員に議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 5 番とも関連がありますので一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 12 番です。農地区分は、第 2 種農地であるが、市街地近接農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、山之口公民館から南に約 150m の位置です。被害防除の現況は、東は私道、西は宅地、南は宅地、北は私道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号 1 番と 2 番について、質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
	委 員 〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 3 号農地転用事業計画変更申請についての、1 番、2 番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員 〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号農地転用事業計画変更申請についての 1 番、2 番は、原案のとおり承認いたします。
議 長	————— 議案第 4 号 ————— 次に、日程第 6 議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定に

	について議題に供します。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について説明します。今月は4件でした。 1 番について説明します。 申請人は 加治木町小山田在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町小山田字藤ヶ尾〇〇番地 地目 畑 面積 1,941㎡です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。 転用目的は、山林です。申請理由は、イノシシ等による農作物の被害の為、クヌギを植え山林としたいと言う事です。資金は自己資金で対応、土地改良区等はありません。被害防除計画書も添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の1 番に関連して、2 3 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 3 番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、南電工から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西、南、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	2 番について説明します。 申請人は、始良市加治木町の株式会社〇〇 土地の所在は、蒲生町下久徳字柳元〇〇番地、地目 畑 面積 613㎡です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画区域内ですが用途の設定はありません。 土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、倉庫と駐車場です。 申請理由は当初予定していた〇〇番、面積では少し狭いと判断し、更に倉庫を大きくする為と言う事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外です。被害防除計画書も添付されております。議案第3号1番と一体利用となります。全事業面積が1,153㎡です。この案件は平成7年6月28日付で駐車場として農地法5条の許可を得ていたが、当初許可日より10年以上過ぎていた為に倉庫、駐車場として改めて再度農地法第4条の許可を得ようとするものです。以上です。
議 長	本案件については、議案第3号で、9番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、3 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	3 番について説明します。

議 長 委 員	申請人は、始良市加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字城戸口〇〇番地〇 地目 田 面積 18㎡ 農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は10ha 未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、庭です。申請理由は申請地を庭として利用すると言う事です。資金は転用済みのため不要、土地改良区等は区域外です。始末書及び被害防除計画書も添付されております。なお、この案件は追認案件の為県ネットワーク機構への意見聴取となります。以上です。 ただいまの説明の3番に関連して、10番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 10番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中央交番から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は転用地、南も転用地、北は宅地です。申請実現の確実性は、転用済みです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長 事務局 議 長 委 員	次の、4番について、事務局の説明をお願いします。 4番について説明します。 申請人は、始良市東餅田在住の〇〇さん。土地の所在は、東餅田字下大門口〇〇番地〇、地目 田 面積132㎡ 東餅田字下大門口〇〇番地〇 地目 田 面積6.18㎡、東餅田字下大門口〇〇番地〇、地目 田 面積67㎡、東餅田字下大門口〇〇番地〇、地目 田 面積63㎡、合計4筆、面積が241.18㎡となります。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の用途が準工業地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は10ha 未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は申請地に駐車場を建設する為と言う事です。資金は融資で対応、土地改良区等は除外済みです。始末書及び被害防除計画書も添付されております。始末書が添付されておりますが利用目的の変更願が出され承認を受けてから埋め立てておられます。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明の4番に関連して、11番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 11番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、十日町公民館から東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、周辺部が宅地である為、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。

議 長	これより、議案第4号1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議案第5号	
議 長	次に、日程第7議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 それでは1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について説明します。今月は8件でした。 1番について説明します。 譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さんで、土地の所在は、西餅田字太良山野〇〇番地〇 地目 田 面積 376㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域です。 土地改良事業等の施行はありません、農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が118.68㎡です。申請理由は自己用戸建住宅1棟建設しますとの事で、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は畑と宅地、西は雑種地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用

議 長	許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明します。 譲受人は東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。譲渡人は、霧島市国分城山町在住の〇〇さんで、土地の所在松原町一丁目〇〇番地〇、地目 畑 面積151㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、建売住宅 1棟の建築面積が107.73㎡です。申請理由は、小学校が近く、区画整理地で人気のエリアである為とのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の区域外です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明します。 譲受人は始良市加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人は始良市加治木町の〇〇有限会社で、土地の所在は、加治木町反土字棚目〇〇番地、地目 田 面積471㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地〇、地目 田 面積344㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地〇、地目 田 面積192㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地、地目 畑 面積34㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地、地目 田 面積666㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地〇、地目 田 面積36㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地〇、地目 田 面積104㎡ 加治木町反土字棚目〇〇番地、地目 田 面積502㎡ 合計8筆の面積が2,349㎡です。権利内容は、所有権移転の設定です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、貸事務所、資材置場、駐車場です。申請理由は自身が経営している工務店への貸事務所、貸資材置場、貸駐車場として賃貸したいとの事です。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があり、被害防除計

議 長	画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から北東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は田と雑種地、西は宅地、南は田と市道、北は里道と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明します。 譲受人は、始良市蒲生町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇 譲渡人は蒲生町上久徳在住の〇〇番地で、土地の所在は、蒲生町白男字唐船川原〇〇番地 地目 田 面積914㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha以上です。従いまして農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地近くに新工場を建設しているが、従業員用の駐車場が不足する為ということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。第一種農地の案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	9番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、始良市消防本部蒲生分遣所から北西に約500mの位置です。被害防除の現況は、東は水路、西も水路、南も水路、北は田です。隣接農地への水路の確保があり幅が2.0mということです。資力は自己資金で計画面積の妥当性は適当、申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は通路確保、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	5番についてご説明します。 譲受人は、始良市西宮島町の〇〇さん他1名、譲渡人は、始良市平松在住の

	株式会社〇〇 代表取締役〇〇で、土地の所在は、平松字下山口〇〇番地〇、地目 宅地 面積194.17㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、地域区域の設定はなし 土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha 未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟の建築面積が88.39㎡です。申請理由は、子供も成長して手狭になったので、申請地に一般住宅を建設致しますとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	本案件については、議案第3号で、12番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	6番についてご説明します。 譲受人は、鹿児島市東坂元在住の〇〇さん。譲渡人は、姶良市平松在住の〇〇さんで、土地の所在は、船津字外園〇〇番地〇、地目 畑 面積866㎡、船津字外園〇〇番地〇、地目 畑 面積928㎡です。権利内容は 所有権移転です。農振農用地区域外で、地域区域の設定はなし 土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha 以上です。従いまして、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅、倉庫2棟の建築面積が179㎡です。申請理由は、現在、借家で手狭なため家屋、倉庫の建設計画に至るとのことで、オイル販売等の事業をされております。資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。第1種農地の案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、船津公園から北西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は河川、西は田と畑、南は市道、北は河川です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	7番についてご説明します。 譲受人は、姶良市西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は、鹿児島市小原町在住の〇〇さん。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番地〇、地目 畑 面積269㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等

議 長	の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が106.62㎡です。申請理由は、現在の借家住まいを引き払い当地に自己の永住用家屋を建築し、移転する計画に至るとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、及び被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連しても、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番についてご説明します。 譲受人は、始良市西餅田在住の〇〇さん他1名、譲渡人は、兵庫県西宮市在住の〇〇さんで、土地の所在は松原町一丁目〇〇番地〇、地目 畑 面積391㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟の建築面積が131.46㎡です。申請理由は、申請地を買い受けて自家を建設する目的ですということで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、及び被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約30mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南は市道、北は雑種地と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第5号1番から8番までについて、一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。

	委 員	[質問なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 8 番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 8 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。 ここで、休憩いたします。 (休憩)
議 長		それでは、休憩を解いて審議を再開いたします。 ————— 議案第 6 号 —————
議 長		次に、日程第 8、議案第 6 号農地の利用目的変更願について議題に供します。 それでは、1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 6 号農地の利用目的変更願についてご説明します。 今月は 2 件でした。 1 番についてご説明します。 申請人は、始良市西餅田在住の〇〇さん。所有者は始良市西餅田在住の〇〇さん。申請人の母親です。土地の所在は、西餅田字小瀬戸〇〇番地〇、地目 田面積 8 7 m²、西餅田字小瀬戸〇〇番地〇、地目 田 面積 2 1 m²で、2 筆合計の 1 0 8 m²です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良の施行もなし、農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、申請理由は、申請地は市道工事の残地部分で盛土をして畑として利用したいということです。 被害防除計画書もあります。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連して、1 2 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	1 2 番です。農地区分は、第 2 種農地の集落接続農地の為、問題ありません。申請地の位置は、クオラ病院から北東に約 2 0 m の位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南は市道、北は田です。申請実現の確実性は、市道新設工事の為、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現

議 長	地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
事務局	次の、2番について、事務局の説明を求めます。 2番についてご説明します。 申請人は、始良市加治木町反土在住の〇〇さん。所有者も同一です。土地の所在は、加治木町木田字大坂元〇〇番地〇、地目 田 面積307㎡です。農地区分は、農振農用地区域外で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良の施行もなし、農地の広がり10ha以上です。従いまして第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、農機具倉庫で申請理由は、申請地に農機具倉庫を新築したいということです。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番です。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、加治木望岳園から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は雑種地と市道、西は宅地、南は水路と市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、農機具の出し入れが困難な為、確実です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号1番、2番について、一括して質疑に入ります。 「意見・質問なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第6号農地の利用目的変更願についての1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番、2番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第7号 ————— 次に、日程第9、議案第7号非農地証明願について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます それでは議案第7号非農地証明願について、ご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番について、説明します。 申請人は、始良市西宮島在住の〇〇さん他4名、所有者も同一です。土地の

議 長	所在は西宮島町〇〇番地〇 地目 畑 地籍 506㎡ 農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。ただし、農地の広がり、10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。現況は、宅地です。昭和62年より、居宅を建築したため非農地となったものであるということです。 以上です。 ただ今の説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11番です。区分は、第2種農地です。申請地の位置は、青木水流交差点から北に約900mの位置です。現況は、申請のとおり建築となつてから、約30年程度たっていると認められる。周囲の状況は、東は国道バイパス、西は宅地、南は市道、北は市道と宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、建築してから約30年程度経過しているもので、やむを得ないものと認める。特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号1番について、質疑に入ります。 何かご質問はありませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第7号非農地証明願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第8号 —————	
議 長	次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出売渡、貸付希望について議題に供します。 それでは、1番、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号農地あっせん申出、売渡、貸付希望についてご説明致します。総会資料は、44ページからとなります。今月申請は、2件です。参考資料は、70ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町木田字西ノ原〇〇番〇 田 1,106㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さん。譲渡希望価格は、10a 当たり〇〇円です。 続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、71ページになります。

議 長	内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町辺川字坂ノ下〇〇番〇田 570㎡ 同字〇〇番 田 1,632㎡ 字鶴ノ原〇〇番 田 643㎡ です。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さん。貸付期間2年、希望小作料 総額〇〇円。条件として、稲作希望です。以上、議案第8号の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。 これより、議案第8号1番、2番について、一括して質疑に入ります。何かご質疑はありませんか。
委 員	「意見・質疑なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出売渡、貸付希望についての1番、2番について、原案のとおり受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第8号農地あっせん申出売渡、貸付希望についての1番、2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 つぎに、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号農地あっせん申出 売渡、貸付希望についての1番は、4番委員、11番委員、12番委員にお願いしたいと思います。 2番は、5番委員、にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長	————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長	次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	別紙平成29年3月総会農地あっせんの経過報告について、をご覧ください。 あっせん委員さんについては、今日現在になっておりますので、新農業委員さん、推進委員さんが決まりましたら、その後に切り替えて行く予定です。 こちらのあっせん経過報告の2ページ18番申請人〇〇さん。こちらについては、1号議案の169番で利用権設定をいたしましたので、こちらの方は完了となっております。 続きまして、4ページ41番、申請人〇〇さん。こちらの方は、23番委員

議 長	とお話させて頂きまして、お亡くなりになられておりましたので、取り消しとなりましたので、宜しく願いいたします。 続きまして、6 ページ6 6 番、申請人〇〇さん。こちらの方は、1 号議案の1 3 9 番で、利用権設定で承認されましたので、完了となります。 続きまして、6 8 番申請人〇〇さん。こちらについても1 号議案1 4 6 番で承認されましたので、完了となります。 続きまして、6 9 番〇〇さん。こちらについても1 号議案1 4 2 番で承認されております。 続きまして、7 0 番〇〇さん。こちらについても1 号議案1 4 0 番で承認されております。 続きまして、7 1 番〇〇さん。こちらにつきましても1 号議案9 0 番と1 0 3 番で承認いただいております。 続きまして、7 3 番〇〇さん。こちらについても1 号議案の1 4 5 番で承認されております。 担当委員の方々誠にありがとうございました。以上で報告を終わります。
議 長	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
議 長	はい、議長
議 長	2 1 番委員、どうぞ
議 長	2 1 番です。
議 長	4 5 番の〇〇さん。この方が4 月で利用権を設定できると思います。
議 長	ありがとうございました。 ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。 何かご発言等ございませんか。
議 長	『質問、意見なし』
議 長	ないようですので それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
議 長	————— 利用集積計画 合意農用地解約 —————
議 長	次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
議 長	事務局
議 長	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。3 月は、3 件が提出されております。 内容については、別紙、合意解約3 月分をご確認下さい。合意解約につつま

議 長 委 員	しては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。 ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。 「質問・意見なし」
議 長	ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わります。 ————— その他 —————
議 長 委 員	それでは、その他でございますが、 委員の方から何かございませんか。 「発言なし」
議 長 事務局	ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局からありませんか。 ○ 農業委員会互助会の会計報告・監査報告 ○ 農業委員解散会について ○ この後、農地利用最適化推進委員の選考について協議
議 長 事務局	ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、 平成２８年度、第１２回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員